

# 第34回

## 宍粟市国民健康保険運営協議会



日時 平成30年2月8日(木)午後2時～

会場 宍粟市役所 3階 庁議室

宍粟市 市民生活部

## 資料目次

- 平成30年度国民健康保険税に係る税率の改正について（諮問） . . . 1
- 穴粟市国民健康保険税3方式への段階的移行計画について（案） . . . 3
- 平成30年度国民健康保険税税率等の改正案 . . . 4
- 穴粟市国民健康保険税 税率・税額の推移 . . . 5
- （西播磨管内市町）平成29年度国民健康保険税税率等比較表 . . . 6
- 西播磨管内4市 平成28年度保険税・医療費・基金保有の状況 . . . 7
- 平成29年度市町村国保事業費納付金・標準保険料率算定結果表の4方式による税率 . . . 8
- 平成30年度加入世帯の国民健康保険税（年税額）の比較 . . . 9
- 平成30年度国民健康保険事業特別会計 当初予算（案） . . . 11
- 国民健康保険法の一部改正（抜粋）新旧対象条文 . . . 12
- 国民健康保険施行令の一部改正（抜粋）新旧対象条文 . . . 13
- 穴粟市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対象条文 . . . 15



宍粟市第 3401 号  
平成 30 年 2 月 2 日

宍粟市国民健康保険運営協議会  
会長 平瀬 恒雄 様

宍粟市長 福元 晶



平成 30 年度国民健康保険税に係る税率の改正について（諮問）

平成 30 年度において、次のとおり国民健康保険税の税率を改正することについて、貴協議会の意見を求めます。

記

1. 医療給付費分国民健康保険税

	現行	諮問案	前年比較
所得割	6.43%	6.20%	△0.23%
資産割	14.56%	9.70%	△4.86%
均等割	27,300 円	26,000 円	△1,300 円
平等割	24,500 円	23,400 円	△1,100 円

※賦課限度額について、平成 30 年度税制改正に伴い平成 30 年 3 月 31 日専決で改正（4 万円増額）。

2. 後期高齢者支援金分国民健康保険税

	現行	諮問案	前年比較
所得割	1.96%	2.22%	0.26%
資産割	4.46%	3.00%	△1.46%
均等割	8,300 円	9,000 円	700 円
平等割	7,500 円	8,200 円	700 円

3. 介護納付金分国民健康保険税

	現行	諮問案	前年比較
所得割	1.49%	1.68%	0.19%
資産割	4.58%	3.10%	△1.48%
均等割	9,400 円	11,400 円	2,000 円
平等割	5,700 円	6,300 円	600 円

## 【税率改正の要旨】

国民健康保険制度は、誰もが安心して医療を受けることができる国民皆保険の基盤をなす制度として、市民の健康の保持・増進にこれまでも重要な役割を果たしてきました。しかしながら、急速な少子高齢化や過疎化による人口構成の変化や地域経済の低迷・労働状況など、国保等の社会保障制度を支える社会情勢は非常に厳しくなっており、さらに進んでいく高齢化で医療費の増加が予想され、財政基盤が脆弱な国保会計の運営はますます厳しくなっていくものと思われま

す。このような状況を踏まえ、平成27年5月に国民健康保険の見直しをはじめとする「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立したことを踏まえ、平成30年度から現行の市町個別運営から県が財政運営責任を担うなど中心的役割を持つ新制度の円滑な実施・運営に向け、県と市町間で制度や運用の詳細に関する協議を進めてきました。

このような中であって、平成30年1月に策定された「兵庫県国民健康保険運営方針」（以下「運営方針」という。）では、同一所得・同一保険料という保険制度の理想を目指し、県と市町が共通認識のもと、一体となって国民健康保険の財政運営の安定化、事務の標準化、広域化及び効率化を推進するために、県内国保の運営に関する方針が示されたところです。

特に運営方針で定められた保険料の算定方式については、将来的な保険料負担の平準化を図る観点から、県内全市町の合意のもと、第2期財政安定化支援方針（対象期間：平成25年4月1日から平成30年3月31日）において所得割、均等割、平等割の3方式を目指すと規定されており、県内市町においても徐々に3方式に移行する市町が増加している状況です。

宍粟市においては、現行、資産割を含む4方式を採用しており、県内市町の3方式の移行への取り組みと同様、運営方針に基づき被保険者の税負担を考慮しつつ段階的な移行に取り組むことにより資産割をなくしていく必要があります。

今後の国保会計の安定した事業運営を図るとともに、今回、県が示す各市町の算定方式に基づく標準保険料率と段階的な3方式への移行措置を踏まえ、税率改正を加入者の皆様に提案することになりました。

なお、今回の税率改正の主な概要は次のとおりです。

- ※ 所得割、資産割、均等割、平等割の4方式から所得割、均等割、平等割3方式への段階的移行に向けた医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の税率を改正いたします。

改正内容として、資産割を現行税率の約3分の2とし、後期高齢者支援金分、介護納付金分の所得割、均等割、平等割を県が示す標準保険料率に準ずる税率に合わせ改正いたします。また、4方式から段階的な3方式への移行措置を踏まえ、現行、県が示す標準保険料率に準ずる税率より高い医療給付費分の税率について、被保険者の税負担の軽減を図るため、所得割、均等割、平等割を減額する税率に改正いたします。

## 安栗市国民健康保険税3方式への段階的移行計画について(案)

兵庫県国民健康保険運営方針(平成30年1月5日策定)はその対象期間が、平成30年4月1日から平成33年3月31日と定められている。  
その運営方針の第3章第2節第1には標準的な保険料算定方式について謳われており、次のとおり。

～抜粋～  
1 標準的な保険料算定方式  
保険料の標準的な算定方式について、被保険者負担の公平性を確保する観点から、県内全市町の合意のもと、従前から第2期財政安定化支援方針において3方式を旨指すと規定し、段階的な移行に  
取り組んできたことから、引き続き3方式とする。

安栗市においてもこの方針に従い段階的に資産割をなくしていく必要があるが、現状は計画的に資産割率を減らせていない。  
制度改正当初に算定方式を4方式から3方式へと変更すると、資産割でまかなっていた保険税額を所得割等に上乗せして徴収する必要があり、保険税額が大きく上昇する危険があるため一度に対応することは難しい。  
その為、一定のルールを決めて、被保険者の税負担を考慮しつつ、計画的に運営方針の期間(3年間)内で3方式へ移行する準備をしていく必要があると考える。なお、平成31年度以降については、平成30年度の状況を踏まえ、本計画で予定する税率に係わらず、再度、検討することとする。

資産割率	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
医療	14.56%	9.70%	4.85%	0.00%
支援	4.46%	3.00%	1.50%	0.00%
介護	4.58%	3.10%	1.55%	0.00%

平成30年度国民健康保険税税率等の改正案

		平成29年度税率	諮問案	増減
医療分	所得割	6.43%	6.20%	△0.23%
	資産割	14.56%	9.70%	△4.86%
	均等割	27,300円	26,000円	△1,300円
	平等割	24,500円	23,400円	△1,100円
	賦課限度額	540,000円	※580,000円	40,000円
後期支援分	所得割	1.96%	2.22%	0.26%
	資産割	4.46%	3.00%	△1.46%
	均等割	8,300円	9,000円	700円
	平等割	7,500円	8,200円	700円
	賦課限度額	190,000円	190,000円	—
介護分	所得割	1.49%	1.68%	0.19%
	資産割	4.58%	3.10%	△1.48%
	均等割	9,400円	11,400円	2,000円
	平等割	5,700円	6,300円	600円
	賦課限度額	160,000円	160,000円	—

※平成30年3月31日専決で改正(4万円増額)

安栗市国民健康保険税 税率・税額の推移

年度/課税	基礎課税率・額(医療費)					後期高齢者支学金等課税率・額					介護納付金課税率・額					限度額合計	
	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額		
平成17年度	旧山崎町	5.00%	33.00%	24,600	23,800	530,000										80,000	610,000
	旧一宮町	4.00%	34.00%	25,500	27,000	530,000										80,000	610,000
	旧波賀町	4.70%	34.00%	24,000	22,000	530,000										80,000	610,000
	旧千種町	4.60%	39.00%	26,000	29,000	530,000										80,000	610,000
平成18年度	5.60%	38.00%	29,000	27,000	530,000										90,000	620,000	
平成19年度	5.60%	38.00%	29,000	27,000	560,000										90,000	650,000	
平成20年度	4.90%	28.50%	26,700	23,000	470,000	1.50%	8.50%	7,700	6,600	120,000	1.17%	10.50%	9,900	6,300	90,000	680,000	
平成21年度	4.90%	28.50%	26,700	23,000	470,000	1.50%	8.50%	7,700	6,600	120,000	1.17%	10.50%	9,900	6,300	100,000	690,000	
平成22年度	5.80%	23.00%	26,700	23,000	500,000	1.44%	5.50%	7,000	6,200	130,000	1.26%	5.40%	8,800	5,100	100,000	730,000	
平成23年度	5.80%	23.00%	26,700	23,000	510,000	1.44%	5.50%	7,000	6,200	140,000	1.26%	5.40%	8,800	5,100	120,000	770,000	
平成24年度	5.80%	19.20%	26,700	23,000	510,000	1.44%	4.87%	7,000	6,200	140,000	1.26%	4.61%	8,800	5,100	120,000	770,000	
平成25年度	5.80%	19.20%	26,700	23,000	510,000	1.44%	4.87%	7,000	6,200	140,000	1.26%	4.61%	8,800	5,100	120,000	770,000	
平成26年度	5.89%	17.09%	27,300	24,100	510,000	1.61%	4.69%	7,500	6,700	160,000	1.41%	4.91%	9,400	5,700	140,000	810,000	
平成27年度	5.89%	17.09%	27,300	24,100	520,000	1.61%	4.69%	7,500	6,700	170,000	1.41%	4.91%	9,400	5,700	160,000	850,000	
平成28年度	6.43%	14.56%	27,300	24,500	540,000	1.96%	4.46%	8,300	7,500	190,000	1.49%	4.58%	9,400	5,700	160,000	890,000	
平成29年度	6.43%	14.56%	27,300	24,500	540,000	1.96%	4.46%	8,300	7,500	190,000	1.49%	4.58%	9,400	5,700	160,000	890,000	
※平成30年度	6.20%	9.70%	26,000	23,400	580,000	2.22%	3.00%	9,000	8,200	190,000	1.68%	3.10%	11,400	6,300	160,000	930,000	
前年比較	-0.23%	-4.86%	-1,300	-1,100	40,000	0.26%	-1.46%	700	700	0.00%	0.19%	-1.48%	2,000	600	0.00%	40,000	

平成20年度 制度創設

※平成30年度は改正(案)





西播磨管内4市 平成28年度保険税・医療費・基金保有の状況

	医療分		後期高齢者支援金分		介護分		一人あたり 医療費	基金保有額(円)
	一人あたり 調定額	一世帯あたり 調定額	一人あたり 調定額	一世帯あたり 調定額	一人あたり 調定額	一世帯あたり 調定額		
宍粟市	71,142円	127,238円	22,049円	39,424円	25,663円	32,097円	368,587円	0円
たつの市	62,798円	109,691円	18,042円	31,510円	22,126円	25,645円	375,232円	121,135,930円
相生市	51,951円	84,982円	14,529円	23,750円	15,743円	19,275円	314,271円	104,092,677円
赤穂市	60,866円	100,238円	21,178円	34,884円	18,571円	22,045円	411,919円	70,000,000円

※一般被保険者のみ  
 ※国民健康保険事業状況調(平成28年度決算資料より抜粋)

西播磨管内4市 平成27年度保険税・医療費・基金保有の状況

	医療分		後期高齢者支援金分		介護分		一人あたり 医療費	基金保有額(円)
	一人あたり 調定額	一世帯あたり 調定額	一人あたり 調定額	一世帯あたり 調定額	一人あたり 調定額	一世帯あたり 調定額		
宍粟市	69,251円	123,325円	19,394円	34,537円	24,491円	31,667円	361,959円	0円
たつの市	63,736円	111,892円	18,240円	32,021円	22,729円	37,280円	372,290円	120,553,142円
相生市	52,053円	85,496円	14,541円	23,883円	15,569円	18,660円	311,102円	103,729,624円
赤穂市	50,067円	84,330円	16,316円	27,482円	15,443円	19,277円	415,627円	0円

※一般被保険者のみ

●平成29年度市町村国保事業費納付金・標準保険料率算定結果表の4方式による税率

	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	5.84%	11.89%	23,126円	21,024円
支援分	2.22%	4.54%	9,072円	8,247円
介護分	1.68%	4.77%	11,466円	6,399円

●現行税率（平成29年度）

	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	6.43%	14.56%	27,300円	24,500円
支援分	1.96%	4.46%	8,300円	7,500円
介護分	1.49%	4.58%	9,400円	5,700円

●平成30年度国民健康保険税の税率改正案

(資産割を現行税率の2/3にし、支援分と介護分の所得割・均等割・平等割を算定結果表の税率に合わせ、医療分の所得割・均等割・平等割を減額する。)

	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	6.20%	9.70%	26,000円	23,400円
支援分	2.22%	3.00%	9,000円	8,200円
介護分	1.68%	3.10%	11,400円	6,300円

1/29現在      世帯数      医療・支援 5,335世帯      介護 2,348世帯  
 加入者数      医療・支援 9,284人      介護 2,950人

		賦課総額
一般国保税	医療分	618,524千円
	支援金分	215,503千円
	介護分	80,088千円
退職国保税	医療分	9,278千円
	支援金分	3,230千円
	介護分	2,379千円

# 平成30年度加入世帯の国民健康保険税（年税額）の比較

## 具体例①-1

世帯主（40歳）、配偶者（40歳）、子ども2人の4人世帯で、給与収入が3,000,000円、課税所得金額は1,590,000円である。  
固定資産税は年額で120,000円である。  
2割軽減の対象者である。

	医療分	支援金分	介護分	計	増減額	増減率	(一人当り)	増減額
現行	226,600円	69,000円	48,700円	344,300円			86,075円	
改正案	212,100円	74,200円	53,700円	340,000円	-4,300円	△1.24%	85,000円	-1,075円

## 具体例①-2

世帯主（40歳）、配偶者（40歳）、子ども2人の4人世帯で、給与収入が3,000,000円、課税所得金額は1,590,000円である。  
固定資産税は年額で40,000円である。  
2割軽減の対象者である。

	医療分	支援金分	介護分	計	増減額	増減率	(一人当り)	増減額
現行	215,000円	65,500円	45,100円	325,600円			81,400円	
改正案	204,300円	71,800円	51,200円	327,300円	1,700円	0.52%	81,825円	425円

## 具体例①-3

世帯主（40歳）、配偶者（40歳）、子ども2人の4人世帯で、給与収入が3,000,000円、課税所得金額は1,590,000円である。  
固定資産税は無し。  
2割軽減の対象者である。

	医療分	支援金分	介護分	計	増減額	増減率	(一人当り)	増減額
現行	209,100円	63,700円	43,200円	316,000円			79,000円	
改正案	200,500円	70,600円	49,900円	321,000円	5,000円	1.58%	80,250円	1,250円

## 具体例②-1

世帯主（40歳）、配偶者（40歳）、子ども2人の4人世帯で、給与収入が5,600,000円で、課税所得金額は3,610,000円である。  
固定資産税は年額で120,000円である。  
軽減は対象外。

	医療分	支援金分	介護分	計	増減額	増減率	(一人当り)	増減額
現行	383,200円	116,800円	83,700円	583,700円			145,925円	
改正案	362,800円	127,900円	93,400円	584,100円	400円	0.06%	146,025円	100円

## 具体例②-2

世帯主（40歳）、配偶者（40歳）、子ども2人の4人世帯で、給与収入が5,600,000円で、課税所得金額は3,610,000円である。  
固定資産税は年額で40,000円である。  
軽減は対象外。

	医療分	支援金分	介護分	計	増減額	増減率	(一人当り)	増減額
現行	371,600円	113,200円	80,100円	564,900円			141,225円	
改正案	355,100円	125,500円	90,900円	571,500円	6,600円	1.16%	142,875円	1,650円

## 具体例②-3

世帯主（40歳）、配偶者（40歳）、子ども2人の4人世帯で、給与収入が5,600,000円で、課税所得金額は3,610,000円である。  
固定資産税は無し。  
軽減は対象外。

	医療分	支援金分	介護分	計	増減額	増減率	(一人当り)	増減額
現行	365,800円	111,400円	78,200円	555,400円			138,850円	
改正案	351,200円	124,300円	89,700円	565,200円	9,800円	1.76%	141,300円	2,450円

### 具体例③-1

世帯主（64歳）、配偶者（63歳）、ともに年金収入のみで、課税所得金額は0円である。  
 固定資産税は年額で120,000円である。  
 7割軽減の対象者である。

	医療分	支援金分	介護分	計	増減額	増減率	(一人当たり)	増減額
現行	41,200円	12,500円	12,800円	66,500円			16,625円	
改正案	34,200円	11,400円	12,400円	58,000円	-8,500円	△12.78%	14,500円	-2,125円

### 具体例③-2

世帯主（64歳）、配偶者（63歳）、ともに年金収入のみで、課税所得金額は0円である。  
 固定資産税は年額で40,000円である。  
 7割軽減の対象者である。

	医療分	支援金分	介護分	計	増減額	増減率	(一人当たり)	増減額
現行	29,500円	9,000円	9,100円	47,600円			11,900円	
改正案	26,500円	9,000円	9,900円	45,400円	-2,200円	△4.62%	11,350円	-550円

### 具体例③-3

世帯主（64歳）、配偶者（63歳）、ともに年金収入のみで、課税所得金額は0円である。  
 固定資産税は無し。  
 7割軽減の対象者である。

	医療分	支援金分	介護分	計	増減額	増減率	(一人当たり)	増減額
現行	23,700円	7,200円	7,300円	38,200円			9,550円	
改正案	22,600円	7,800円	8,700円	39,100円	900円	2.35%	9,775円	225円

### 具体例④-1

世帯主（64歳）、配偶者（63歳）の世帯で、二人の年金収入が3,700,000円、課税所得金額は1,300,000円である。  
 固定資産税は年額で120,000円である。  
 軽減は対象外。

	医療分	支援金分	介護分	計	増減額	増減率	(一人当たり)	増減額
現行	180,100円	54,900円	49,300円	284,300円			71,075円	
改正案	167,600円	58,600円	54,600円	280,800円	-3,500円	△1.23%	70,200円	-875円

### 具体例④-2

世帯主（64歳）、配偶者（63歳）の世帯で、二人の年金収入が3,700,000円、課税所得金額は1,300,000円である。  
 固定資産税は年額で40,000円である。  
 軽減は対象外。

	医療分	支援金分	介護分	計	増減額	増減率	(一人当たり)	増減額
現行	168,500円	51,300円	45,700円	265,500円			66,375円	
改正案	159,800円	56,200円	52,100円	268,100円	2,600円	0.97%	67,025円	650円

### 具体例④-3

世帯主（64歳）、配偶者（63歳）の世帯で、二人の年金収入が3,700,000円、課税所得金額は1,300,000円である。  
 固定資産税は無し。  
 軽減は対象外。

	医療分	支援金分	介護分	計	増減額	増減率	(一人当たり)	増減額
現行	162,600円	49,500円	43,800円	255,900円			63,975円	
改正案	156,000円	55,000円	50,900円	261,900円	6,000円	2.34%	65,475円	1,500円

平成30年度国民健康保険事業特別会計 当初予算(案)

(単位:千円)

区分		当初予算(案)	
歳入	1 国保税	現年分	862,817
		滞納繰越分	62,776
		計	925,593
	2 一部負担金		4
	3 使用料及び手数料		480
	4 県支出金	普通交付金	2,937,304
		特別交付金(保険者努力支援)	14,235
		特別交付金(特別調整交付金)	24,738
		特別交付金(県繰入金)	100,394
		特別交付金(特定健診負担金)	11,428
		計	3,088,099
	5 財産収入		1
	6 繰入金	一般会計繰入金	341,270
基金繰入金		1	
計		341,271	
7 繰越金		2	
8 諸収入		4,117	
歳入合計		4,359,567	
歳出	1 総務費	82,118	
	2 保険給付費	2,937,304	
	3 国民健康保険事業費納付金	1,251,751	
	4 保健事業費	39,238	
	5 基金積立金	1	
	6 公債費	200	
	7 諸支出金	18,955	
	8 予備費	30,000	
歳出合計		4,359,567	
差引収支額 (歳入合計-歳出合計)		0	

(参考)平成29年度当初予算

(単位:千円)

区分		当初予算	
歳入	1 国保税	現年分	919,990
		滞納繰越分	64,388
		計	984,378
2 一部負担金		4	
3 使用料及び手数料		480	
4 国庫支出金		958,711	
5 療養給費等交付金		113,382	
6 前期高齢者交付金		1,414,919	
7 県支出金		283,726	
8 共同事業交付金		1,351,282	
9 財産収入		1	
10 繰入金	一般会計繰入金	361,322	
	基金繰入金	0	
	計	361,322	
11 繰越金		2	
12 諸収入		3,319	
歳入合計		5,471,526	
歳出	1 総務費	102,320	
	2 保険給付費	3,191,737	
	3 後期高齢者支援金等	525,221	
	4 前期高齢者納付金等	1,931	
	5 老人保健拠出金	20	
	6 介護納付金	202,477	
	7 共同事業拠出金	1,351,282	
	8 保健事業費	47,030	
	9 基金等積立金	1	
	10 公債費	200	
	11 諸支出金	19,307	
	12 予備費	30,000	
歳出合計		5,471,526	
差引収支額 (歳入合計-歳出合計)		0	

現 行	平成30年4月1日～
<p>(国民健康保険運営協議会)  <u>第十一条 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するた  め、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。</u></p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>国民健康保険運営協議会</u>に<u>関して  必要な事項は、政令で定める。</u></p>	<p>(国民健康保険事業の運営に関する協議会)  <u>第十一条 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定め  るところにより都道府県が処理することとされている事務に係る  ものである。第七十五条の七第二項の規定による国民健康保険  事業費納付金の徴収、第八十二条の二第一項の規定による都道府  県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。)を審  議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に  関する協議会を置く。</u></p> <p>2 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところ  により市町村が処理することとされている事務に係るものであ  つて、第四章の規定による保険給付、第七十六条第一項の規定に  よる保険料の徴収その他の重要事項に限る。)を審議させるた  め、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を  置く。</p> <p>3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健  康保険事業の運営に関する事項(第一項に定める協議会にあつて  はこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされ  ている事務に係るもの)に限り、前項に定める協議会にあつてはこ  の法律の定めるところにより市町村が処理することとされている  事務に係るものに限る。)を審議することができる。</p> <p>4 前三項に規定するもののほか、<u>第一項及び第二項に定める協議  会に</u>関して必要な事項は、<u>政令で定める。</u></p>

現 行	平成30年4月1日施行
<p>(国民健康保険運営協議会の組織)</p> <p>第三条 国民健康保険運営協議会（第五条第一項及び附則第一条において「協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。</p> <p>2 委員の定数は、条例で定める。</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(会長)</p> <p>第五条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。</p> <p>2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。</p>	<p>(国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織)</p> <p>第三条 法第十一条第一項に定める協議会（第五項において「都道府県協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。）を代表する委員をもつて組織する。</p> <p>2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の二分の一以上当該数以内の数とする。</p> <p>3 法第十一条第二項に定める協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。</p> <p>4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。</p> <p>5 都道府県協議会及び市町村協議会（次条及び第五条第一項において「協議会」という。）の委員の定数は、条例で定める。</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第四条 協議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(会長)</p> <p>第五条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。</p> <p>2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。</p>

現	平成30年4月1日施行
行	<p>附 則 <u>〔平成二九年一〇月一二日政令第二五八号抄〕</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>第一条</u> この政令は、平成三十年四月一日から施行する。</p> <p><u>（国民健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）</u></p> <p><u>第二条</u> この政令の施行の際現に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律附則第五条の規定により同法第四条の規定による改正後の国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号。次条において「改正後国保法」という。）<u>第十一条第二項の規定により置かれた市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）の国民健康保険事業の運営に関する協議会とみなされた持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律第四条の規定による改正前の国民健康保険法（次条において「改正前国保法」という。）</u><u>第十七条第一項の規定により市町村に置かれている国民健康保険運営協議会の委員である者（この政令の施行の際現に当該協議会の委員である者に限る。）の任期は、なお従前の例による。</u></p>



宍粟市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照条文

現 行	改 正 案
<p>(宍粟市が行う国民健康保険)</p> <p>第1条 宍粟市（以下「本市」という。）が行う国民健康保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>（協議会の委員の定数）</p> <p>第2条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき設置される宍粟市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 被保険者を代表する委員 4人                      (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人                      (3) 公益を代表する委員 4人</p>	<p>(宍粟市が行う国民健康保険)</p> <p>第1条 宍粟市（以下「本市」という。）が行う国民健康保険の事務については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>（協議会の委員の定数等）</p> <p>第2条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第2項の規定による協議会は、宍粟市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）とし、その委員の定数は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 被保険者を代表する委員 4人                      (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人                      (3) 公益を代表する委員 4人</p>

国民健康保険加入被保険者数等の状況

年 齢	平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度 (H30.1月末)		
	一般	退職	合計	一般	退職	合計	一般	退職	合計	一般	退職	合計
0～4	231	0	231	211	0	211	186	0	186	153	0	153
5～9	287	0	287	275	0	275	248	0	248	235	0	235
10～14	330	2	332	315	0	315	265	0	265	262	0	262
15～19	395	4	399	366	6	372	349	2	351	297	0	297
20～24	298	6	304	264	4	268	234	3	237	230	2	232
25～29	289	9	298	254	3	257	216	1	217	208	1	209
30～34	380	4	384	362	6	368	325	4	329	295	2	297
35～39	440	2	442	394	2	396	356	3	359	342	3	345
40～44	490	1	491	505	0	505	452	0	452	445	0	445
45～49	492	1	493	480	2	482	481	0	481	477	0	477
50～54	540	2	542	475	1	476	463	1	464	446	0	446
55～59	709	27	736	708	12	720	635	6	641	594	2	596
60～64	1,031	525	1,556	998	369	1,367	1,020	218	1,238	996	118	1,114
65～69	2,290	0	2,290	2,465	0	2,465	2,454	0	2,454	2,387	0	2,387
70～74	1,886	0	1,886	1,768	0	1,768	1,800	0	1,800	1,871	0	1,871
計	10,088	583	10,671	9,840	405	10,245	9,484	238	9,722	9,238	128	9,366
世帯数			5,828			5,691			5,488			5,388

人口	国保人口	加入率	人口	国保人口	加入率	人口	国保人口	加入率	人口	国保人口	加入率
40,473	10,671	26.36%	39,717	10,245	25.79%	39,050	9,722	24.89%	38,566	9,366	24.28%